

2018年11月6日(第3回、第4回)
2018年度JLA中堅職員ステップアップ研修(1)
領域2 区分C①、②

コレクションづくりの考え方・実際

田中 伸哉(白河市立図書館)

◎本日の日程

9:30~10:30 講義前半 / 10:30~10:40 休憩 / 10:40~12:00 講義後半
12:00~13:30 休憩 /
グループ討議 13:30~15:30 グループ討議(休憩) / 15:30~16:00 まとめ(30分)

0. はじめに

1. 図書館の(蔵書)コレクションへの期待

図書館は蔵書無しでは考えられない存在。何が期待されているか？

1-1. カール・セーガンの『コスモス』から見る

地球上の動物は「遺伝子の図書館」と「脳の図書館」とを持っている。…一万年ぐらい前のことだろうか、私たちの脳のなかにたまたま納まっているものよりも、もっと多くのことを私たちは知らなければならなくなった。…私たちは、ものすごい量の情報を、遺伝子でも脳でもないところに貯えることを学んだ。…そのような“記憶”の倉庫は、図書館と呼ばれている。

1-2. ルイス・マンフォードの『歴史の都市・明日の都市』から見る

「ひとりぼっちの図書館は育たない」「図書館はひとつの建物ではない」～

例えば、電力にしても、たった一つの大発電所だけでは、電力網全体に見られるような能率、融通性、安全性を持ってないだろうし、それ以上の成長も望めない。…最大の便宜がえられるのは、なにもそこに電力なり図書なりがたくさん積みあげられているからではなく、それらがはっきり分節化され、ひとつの組織にまとめられているからである。したがって個々の利用者は、全組織に有機的つながりのある各地の支局や分館を利用すれば、必要に応じてあちこちの資源なり資料なりに連絡がつけられるわけである。

1-3. 「ユネスコ公共図書館宣言1994年(抜粋)公共図書館の使命」から見る

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

- ・ 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
- ・ あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
- ・ 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
- ・ 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
- ・ 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
- ・ あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。

- ・異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
- ・口述による伝承を援助する。
- ・市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
- ・地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
- ・容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
- ・あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し必要があれば、こうした活動を発足させる。

1-4. 「図書館のめざすもの」から見る

アメリカ社会に役立つ図書館の十二か条（）内は旧版

- 1 図書館は民主主義を維持します（市民に知る機会を提供します）
- 2 図書館は社会の壁を打ち破ります
- 3 図書館は社会的不公平を改めるための地ならしをします
- 4 図書館は一人ひとりを大切にします
- 5 図書館は創造性を育てます
- 6 図書館は若い心を開きます（子どもたちの心を開きます）
- 7 図書館は大きな見返りを提供します
- 8 図書館はコミュニティをつくれます
- 9 図書館は家庭を支えます（家族のきずなを強めます）
- 10 図書館は、情報機器を使う能力と考え方とを育てます（一人ひとりを刺激します）
- 11 図書館は心の安らぎの場を提供します（心の安息の場を提供します）
- 12 図書館は過去を保存します

1-5. ラングナタンの『図書館学の五法則』から見る

- 第一法則 本は利用するためのものである
 第二法則 いずれの読者にもすべて、その人の本を
 第三法則 いずれの本にもすべて、その読者を
 第四法則 図書館利用者の時間を節約せよ
 第五法則 図書館は成長する有機体である

1-6. 図書館法から見る

※日本国憲法（第26条）→教育基本法→社会教育法→図書館法

（1）図書館は、あらゆる人々の自発的な知る営みを支える→「教養、調査研究」だけでなく、広く「レクリエーション」も含む。間口が広い。（第2条）

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

(2) 図書館資料は本だけではない。
→レコード (CD)、フィルム (ビデオ) や絵画、美術品も (第3条)

(3) 図書館にとって予約・リクエストは大切な顧客情報。
→土地の事情及び一般公衆の希望にそい (第3条)

(4) 図書館は地方分権を地で行く存在。
→郷土資料、地方行政資料 (第3条)、条例設置 (第10条)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料 (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。) を含む。以下「図書館資料」という。) を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。(略)

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(5) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布 (第18条)

(公立図書館の基準)

第十八条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資

料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情

報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や
各国事情に関する資料の整備・提供

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に答えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

1-7. 「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会 1954 年採択 1979 年改訂）から見る

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

（1）多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

（2）著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

（3）図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

（4）個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

(5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの

(2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの

(3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。(略)

1-8. 図書館員の倫理綱領（日本図書館協会 1980年6月4日 総会決議）から見る （資料に関する責任）

第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。

図書館員は、専門的知識と的確な判断とに基づいて資料を収集し、組織し、保存し、積極的に提供する。そのためには、資料の収集・提供の自由を侵すいかなる圧力・検閲をも受け入れてはならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集・提供をしてはならない。図書館員は、私的報酬や個人的利益を求めて、資料の収集・提供を行ってはならない。

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

資料のひとつひとつについて知るといことは決して容易ではないが、図書館員は常に資料を知る努力を怠ってはならない。資料についての十分な知識は、これまでも図書館員に対する最も大きな期待のひとつであった。図書館に対する要求が飛躍的に増大している今日、この期待もいちだんと高まっていることを忘れてはならない。さらに、この知識を前提としてはじめて、潜在要求をふくむすべての要求に対応し、資料の収集・提供活動ができることを自覚すべきである。

第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。

出版の自由は、単に資料・情報の送り手の自由を意味するのではなく、より根本的に受け手の知る自由に根ざしている。この意味で図書館は、読者の立場に立って、出版物の生産・流通の問題に積極的に対処する社会的役割と責任を持つ。また図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」の堅持が、出版・新聞放送等の分野における表現の自由を守る活動と深い関係を持つことを自覚し、常に読者の立場に立ってこれら関連分野との協力につとめるべ

きである。

2. コレクションづくりとは（消費することで終わらない蔵書作り）

- ① 選択－発注－受入れ－配架……利用……評価－（書庫入れ、廃棄、リユース、買い替え）という作業の連続。
- ② 新刊と既刊の組合せへの目配りによる一冊をセレクトする
- ③ 人様（コミュニティ）のために選ぶ作業・業務であることの確認
- ④ コミュニティの要求の土台にたったより良い一冊をセレクトする
- ⑤ 多様性を実感でき、様々な比較ができる組織された資料群の構成

え. と. せ. と. ら.

2-1. 選ぶ

専門職（集団）としてどれだけ時間と手間を掛けられるか？ある程度の資料費も。

- ① 人様（コミュニティ）のために本を選び、資料組織化する専門家…司書、職員集団
※ コミュニティのくらし生活、人情、地域の事情などの理解
- ② 資料図書館の規模や資料費にもよるが…1週間に一度は選んで発注（毎日はずがに無理？）→特に新刊は出たての早い時期を狙う、リクエストの対応にも有効。
※ 個人のセレクトは随時
※ marc が無いので保留は無いでしょう
- ③ （出来たら）合議できる場、意思決定する場がほしい。蘊蓄を語り合う場？これの繰り返し職員集団のスキルアップと良い運営に繋がる。
- ④ 「正解」を求める作業と考えない方がよい。…リクエストや新しい内容
- ⑤ お互いに融通し合える図書館網があると豊かになる。

2-2. 選書の方法

① リスト選書（客注）

一定のタイミングで出版された本から選べる

現物が見られない（出版情報や予備知識の収集が必要）、発注時期を逸すると悲惨
ネットでの書店取り扱いを組合せる事が出来ると良い？

たまに正解でないことも…。

② 現物（見計らい）選書

現物が見られる。その場で現地装備が行われる場合はスムーズ。

予算規模などにより絞込みがされる（返品率）…客注と組み合わせる必要も
書店の無い地域では困難

③ リスト選書（セット的）

安定した納品。選書??…似たような棚にならない工夫が必要！資料費の少ない図書館に向くか？

2-3. 選書のツール

- ① 取次ぎや図書館専門書店発行の週刊出版情報
- ② web 版日本書籍総目録、books.or.jp
- ③ 単行本に載っている参考文献（既刊）、書誌
- ④ 取次ぎなどのネット書店の情報
- ⑤ 出版社の目録
- ⑥ その他

2-4. 収集方法

設置自治体や地域の事情により一様ではない。入札などの問題。IT が小さな書店にも力。地元の出版文化をどう考えるか？

- ① 書店、書店組合
- ② 図書館専門書店
- ③ 直販
- ④ ネット書店

3. コレクションの見せ方…NDC の可能性と限界

主題配架はコレクションの鏡。書架整理の大切さ

- ① 図書館が書店と違うのは、利用により書架の本が出たり入ったりすること
- ② NDC を書架分類に使った配架が一般的
- ③ NDC を展開したり、別置したり、桁の工夫をするのは書庫の配架とは違った楽しみ（苦しみ）
- ④ 開架は「あくまで主題にこだわった配架」 v s 「シリーズで並べたい誘惑」。
- ⑤ ラベルの「無駄」を省く工夫。
- ⑥ メディアミックス（雑誌バックナンバー、視聴覚資料など）
- ⑦ 面陳
- ⑧ 書架表示

4. コレクションづくりを考えることは図書館運営の根幹

選書は図書館の根幹を支えるもの。

選書から廃棄までのサイクルは図書館運営を牽引する弾み車。

選書や運営の基準・方針は図書館のベクトルを表すもの。